

大規模な屋外催しとして、消防長が次の催しを「指定催し」として指定したのでお知らせします。

(千曲坂城消防組合火災予防条例第 4 7 条の 2)

1. 戸倉上山田温泉夏祭と煙火大会
2. 信州千曲市千曲川納涼煙火大会

平成 26 年度の開催日

1. 7月19日、20日 上山田温泉街及び城山
2. 8月7日 戸倉上山田温泉河畔

これにより催しの関係者は、次の事項が必要となりました。

1 消火器の準備

下記のような器具（対象火気器具等※1）を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、消火器の準備をした上で使用する。

・対象火気器具等に該当する器具の例



グリドル



コンロ



焼き鳥器



発電機

※1 対象火気器具等とは、液体、固体、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具又は使用に際し火災の発生の恐れのある器具をいいます。

2 露店等開設の届出

露店等の関係者は、あらかじめ消防長へ届け出る際に消火器の位置、危険箇所の想定、火災発生時の対処方法について把握しておく。

3 防火管理について

催しの主催者から選任された防火担当者は、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、催しを開催する日の 1 4 日前までに消防長に提出し、これに基づく火災予防上必要な業務を行う。



問い合わせ先

千曲坂城消防本部

予防課 予防係

電話 (代)026-276-0119